

日豪経済連携協定（EPA）について

—農産物関係を中心として—

平成26年4月7日

すでに、報道などご承知のように、日豪 EPA が、4月7日の日豪首脳会談で大筋合意いたしました。

主要農産物である牛肉と乳製品の一部などについて関税の引き下げに合意がされました。以下、概略の報告とコメントをさせていただきます。

農産物、食品関係の主要な内容は次の通りとなっています。

- 牛肉 現行 38.5%
冷凍・・・段階的に18年目に19.5%まで削減
冷蔵・・・段階的に15年目に23.5%まで削減
*輸入量が一定量を超えた場合には関税率を引き上げる（38.5%）セーフガードを導入
- 乳製品
プロセスチーズ原料用・・・特別枠2万トン割り当て（20年間で4千トンから2万トン）、この枠内では国産、輸入割合の要件緩和（1：2.5→1：3.5）
シュレッダーチーズ・・・特別枠5千トン割り当て（10年間で1千トンから5千トン）
ブルーチーズ・・・10年間かけて関税2割削減など
- 飼料用の麦
民間貿易に移行し（国家貿易品目からの除外）、無税化
- ワイン
7年目で無関税化（現在15%もしくは125円/ℓ）
- 塩
10年間現行関税（500円/1トン）を維持、10年後撤廃

補足コメント

最大の焦点であった牛肉に関しては、かなり大幅な関税の引き下げとなりました。ただし、15年以上の長期にわたって引き下げる内容となっており、輸出側にとってかなり厳しい数量セーフガードも設定することから、ただちに輸入量に大きな影響が出てくることはないと思われます。しかし、牛肉価格の低下の避けがたいことは必至です。これに対する支援措置は必須です。

特に、経産肉用牛や雄ホルス牛肉への影響が懸念されます。

日本への牛肉の輸出をめぐることは、豪州産と米国産が競合する関係にありました。米国産牛肉は、BSEの発生によって日本への輸出が禁止になったことから、一時的に日本への輸出牛肉は豪州産に取って代わられました。しかし、輸出解禁後は徐々にそのシェアを回復してきていました。日本と豪州がEPAで大筋合意し、豪州産の牛肉関税が引き下げられることになったことから、米国産や他国産の牛肉は、相対的に不利な状況になります。

こうしたことから、懸案となっているTPPも、米国は締結を急ぐため、農産物関係では妥協をしてくるのではないかとの、期待が政府内にはあるようです。しかし、米国がどのような姿勢を示すかは、全く余談を許さないと思います。はっきりしていることは、牛肉をはじめとして農産物の一部の関税を引き下げる方針を日本は示したわけで、牛肉に関しては関税38.5%が交渉のスタートではなく、今後の交渉は豪州との合意内容がスタートになるであろうということです。

いずれにせよ、まずは、今月下旬のオバマ大統領訪日時の日米首脳会談の行方を注目するしかありません。

関税の緊急措置（セーフガード）は、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉によって、関税の引き下げの代償として平成7年度から導入されたものです。その考え方を日豪EPAにも導入したということです。

乳製品に関しては、プロセスチーズを中心に、輸入枠に関して現行の枠組みに加えて豪州に特別枠（一定の条件で無税）を設定することを基本とした内容となっています。乳製品の需要は伸びており、この伸びに輸入枠の拡大分は吸収され、国内生産に与える影響は少ないと政府はしているようですが、あまり説得力はありません。しっかりとした支援措置が必要です。

飼料用の小麦に関しては、無税化と民間貿易への移行が柱となっています。小麦については飼料用も含め、国家貿易品目として位置づけられ、その輸入は

政府が管理してきました。飼料用小麦は全量 SBS（売買同時契約）方式による輸入が行われてきています。今回の合意で、豪州からの飼料用小麦は国家貿易から除外され、民間主体の輸入へと移行することになります。

飼料用から、食料用への横流し防止策を講ずることとしていますが、具体策をきちんと提示してもらうことが必要です。豪州産麦は概して高品質であり、無税化と民間への移行で、横流しが横行する可能性はかなり高いとみるべきです。

今回の合意によって、ガット・ウルグアイによって構築された農産物の関税体系に、牛肉、乳製品、飼料用小麦などに限定されたとはいえ、おおきな変更を迫るものになりました。合わせて、主要5品目の関税は守るとの自民党の公約は、実は、関税率の変更はあり得るのだということを、はっきり示すことになりました。

日欧 EPA 交渉、TPP など経済連携協定の協議が進行中ですが、これらにどういふ影響がでてくるか、注意深く見ていく必要があります。

また、日豪 EPA については、これから両国間で事務的な詰めを行い、その後国会での承認を得る手続きに入ると思われます。その際、関税引き下げに伴う代償措置をどうするかが大きな焦点になることは、言うまでもありません。